

危機管理マニュアル

CRISIS
MANAGEMENT MANUAL

令和 7 年度

警察	1	1	0
救急車	1	1	9
火事	1	1	9

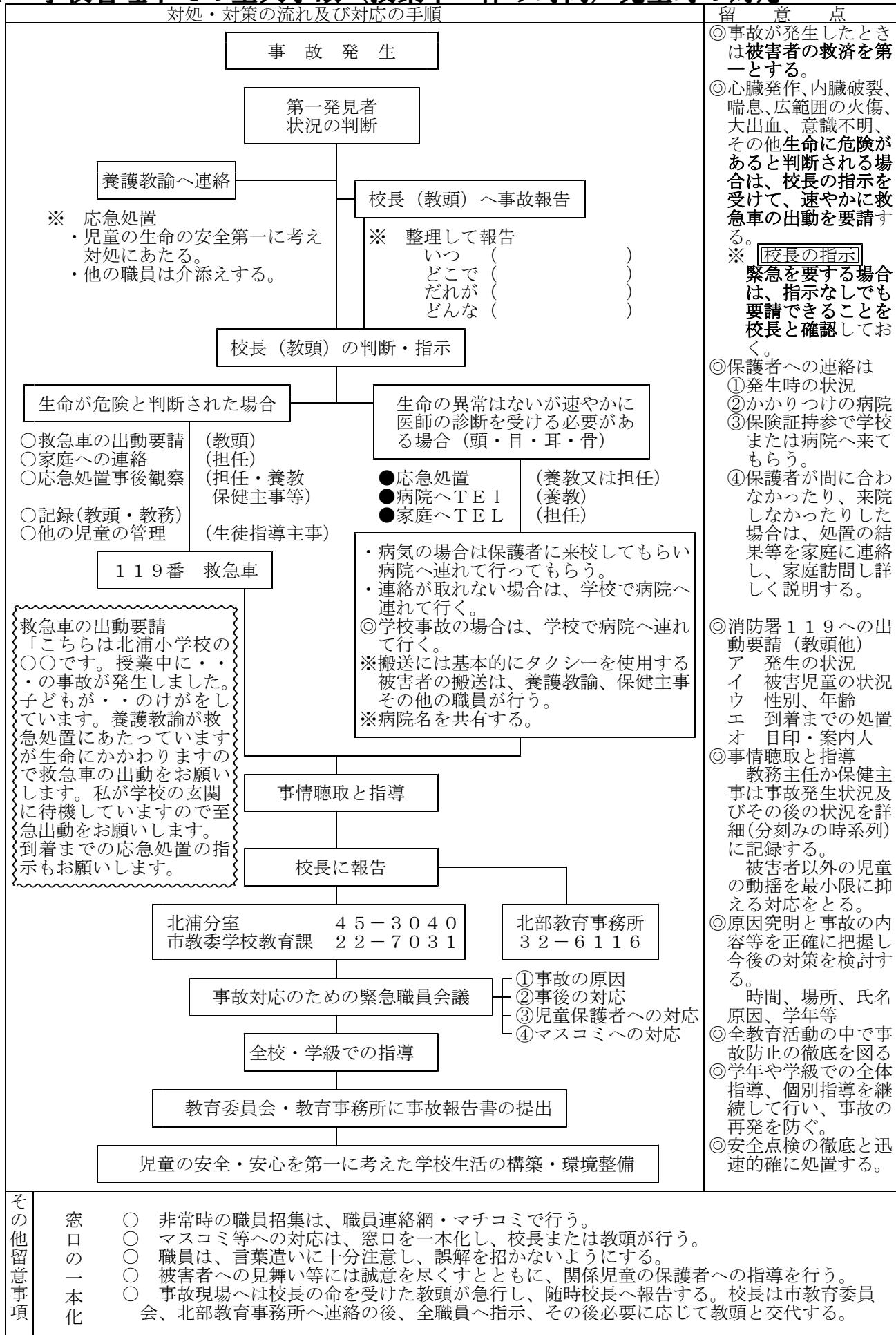
北浦診療所	4	5	–	3	3	3	1
県立延岡病院	3	2	–	6	1	8	1
共立病院	3	3	–	3	2	6	8
谷村病院	3	3	–	3	0	2	4
大崎整形外科	3	5	–	1	9	5	4
延岡保健所	3	3	–	5	3	7	3

延岡市立北浦小学校

目 次

1	学校管理下での重大事故（授業中・休み時間）発生時の対応	1 ページ
1-2	重大事故（事故、けが、病気）発生後の収束段階での対応	2
2	学校管理外での重大事故への対応	3
3	交通事故発生時の対応	4
4	水泳指導中の事故発生時の対応	5
5	地震発生・津波発生時の対応	6
6	風水害時の対応	7
7	火災発生時の対応	8
8	学校給食における食中毒・異物混入等異常発生時の対応	9
9	不審者侵入時における安全管理	10
10	マスコミ対策	11
11	暴力団に対する基本的対応マニュアル	12~14
12	弾道ミサイル発射に係る対応	15, 16
13	学校事故対応に関する指針【改訂版】	17, 18
14	子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針【改訂版】	19, 20

1 学校管理下での重大事故（授業中・休み時間）発生時の対応



1-2 重大事故（事故、けが、病気）発生後の収束段階での対応

重傷・死亡

連絡

市学校教育課 22-7031

(北浦分室 45-3040)

北部教育事務所 32-6116

※警察

延岡警察署 22-0110

北浦駐在所 45-3010

※消防

延岡市消防署 22-7108

〃 東海分署 35-3174

- 1 発生場所の状況確認（保全）
- 2 保護者への連絡（文書あるいは電話連絡）
- 3 マスコミへの対応確認（市教育委員会との連絡）

事後の留意事項

ア 詳細な記録の整理 迅速な報告を行い、第一報、第二報

・・・と入れる。

市学校教育課 22-7031

(北浦分室 45-3040)

北部教育事務所 32-6116

イ 正式な事故報告書の作成・提出

ウ 対応の反省と改善（職員会議の開催）

エ 保護者への報告・説明（文書・臨時のP.T.A説明会の開催）

オ 他の生徒の心のケア（専門機関との連携）

○ 心理カウンセラー等の要請 ※家庭訪問の実施

カ 対象幼児、児童、生徒と保護者への継続的な対応の実施

キ 対応マニュアルの見直し・改善、共通理解の徹底

ク 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連携

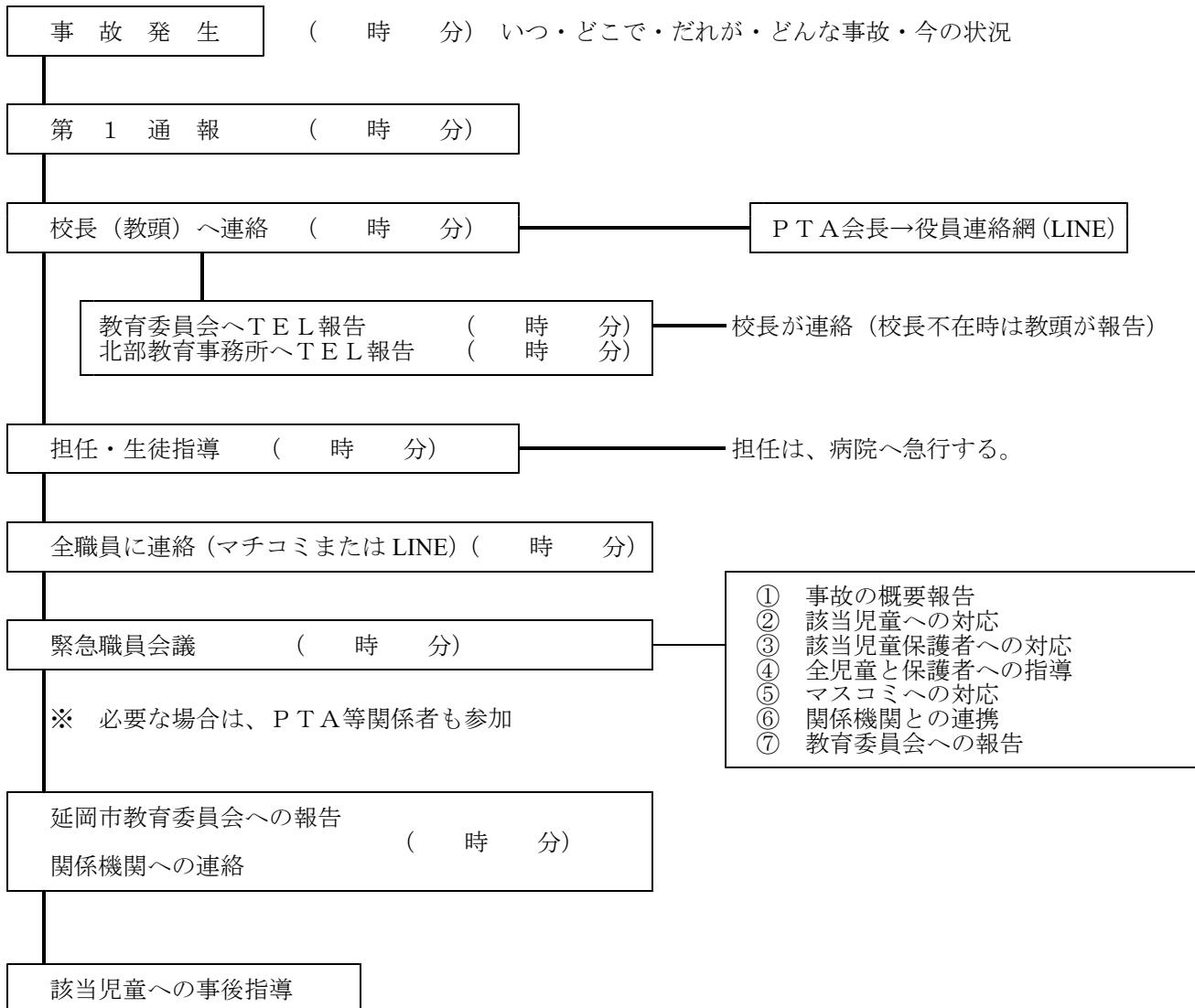
ケ 施設・設備の改善

コ マスコミへの対応

教頭への窓口の一本化

2 学校管理外での重大事故への対応

「誠意」「即刻対応」「速やかに報・連・相」



【学校管理外での児童の指導について】

学校全体として生徒指導部・保健体育部が、児童の実態を十分に把握し、日頃より危機意識をもって、絶えず最悪の場合を想定した予防策を組織的に構築して指導にあたる。

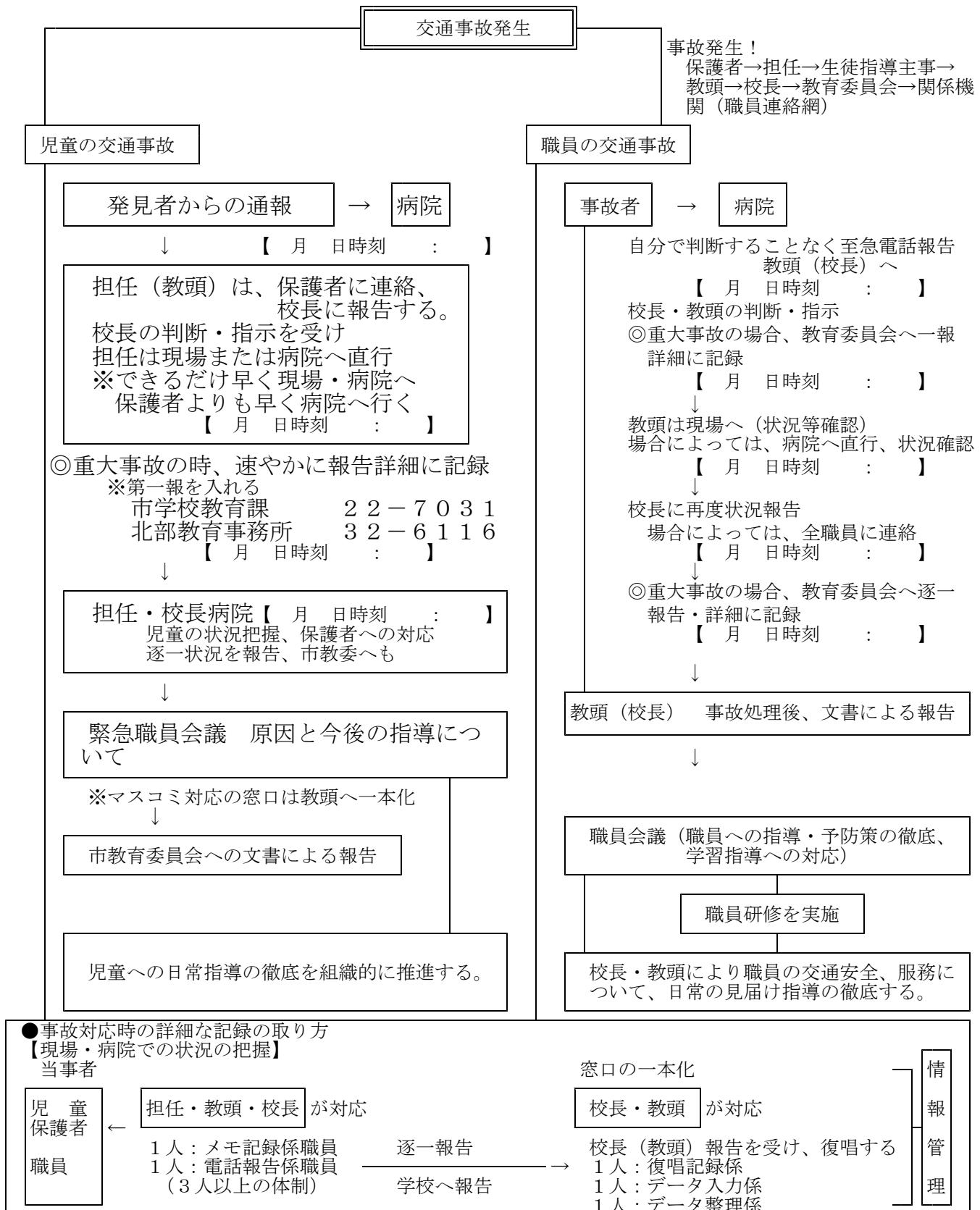
特に、学級担任は、交通事故や事件等にあわないように、児童の実態に応じた指導を徹底し、常時の指導とあわせて十分実施する。また、児童の休業中の過ごし方について可能な限り把握し適切な指導を家庭と連携して行う。長期休業中と同様に計画表を作成し、事前事後の指導を行うこと。

3 交通事故発生時の対応

北浦駐在所 45-3010
延岡警察署 22-0110

「誠意」「即刻対応」「速やかに報・連・相」

※ 事故の経緯を詳細にまとめ、必要な場合は緊急職員会議を開催する。



4

水泳指導中の事故発生時の対応
 延岡市消防署 22-7108
 延岡警察署 22-0110

救急車要請
 東海分署 35-7134
 北浦駐在所 45-3010

「誠意」「即刻対応」「速やかに報・連・相」

※ 事故の経緯を詳細にまとめ、必要な場合は緊急職員会議を開催する。

※危機対応の道筋確認
 学校のプールでの事故発生 役割分担確認
 児童の健康状態確認

学校外での水難事故

■授業中に事故発生 (時 分)
 ↓

■ 担任 (事故者から離れないで処置にあたる)
 ※速やかに事故報告 (口頭で) (時 分)
 携帯電話の活用
 教頭 (校長)・養護教諭へ
 状況確認、対応指示 (時 分)
 役割の確認・指示

児童の命
 最優先

○重大事故の時、速やかに報告、詳細に記録

○救命処置の実施・・・複数対応 (時 分)
 人工呼吸の継続
 AEDの使用
 ※毛布等で体温の維持 (マニュアル)
 ↓

救急車出動要請 (時 分)
 「こちらは、北浦小学校です。水泳の指導中、児童がおぼれました。現在職員が人工呼吸していますが、生命にかかわりますので、救急車の出動をお願いいたします。」

救急車到着まで人工呼吸の継続 (時 分)

○保護者へ連絡: 状況説明 (時 分)
 ○市教育委員会へ一報 (時 分)
 市教委学校教育課 22-7031
 北部教育事務所 32-6116

救急車到着 (時 分) 担任・養護教諭
 教頭は同乗

病院へ搬送 ※指示を受けた職員は病院へ

担任 (教頭) は、保護者に説明、
 校長に報告する。
 校長も病院へ

緊急職員会議 原因と今後の指導について

※マスコミ等への対応・窓口の一本化

市教育委員会への文書による報告

児童への日常指導の徹底を組織的に推進する。

■ 学校への通報 (時 分)
 ↓ どこの、誰から、どんな
 第1受信者 (時 分)

↓
 校長 (教頭) へ報告 → 保護者へ連絡
 ↓ 状況確認、対応指示 → 担任へ連絡
 (時 分) (時 分)

○市教育委員会へ一報 (時 分)
 ①事故児童指名 ②保護者氏名
 ③事故の原因 ④児童の現状 ⑤学校の対応
 市教委学校教育課 22-7031
 北部教育事務所 32-6116
 マスコミで全職員へ (時 分)
 ↓ 役割分担の確認

校長 (教頭)、担任、養護教諭は
 病院へ

役割分担の確認

市教育委員会へ状況報告

↓
 緊急職員会議
 ・事故の原因 ・事故児童への対応
 ・全児童、児童保護者への指導
 ・マスコミ等今後の対策

↓
 誠実な対応、報告・連絡・相談の徹底

↓
 教頭 (校長) 事故処理後、文書による報告

↓
 日常指導の徹底、危機意識の徹底

●事故対応時の詳細な記録の取り方【現場・病院での状況の把握】

当事者

児童
保護者

職員

→ 担任・教頭・校長 が対応

1人: メモ記録係職員

1人: 電話報告係職員

(3人以上の体制)

学校へ報告

窓口の一本化

校長・教頭 が対応

校長 (教頭) 報告を受け、復唱する

1人: 復唱記録係

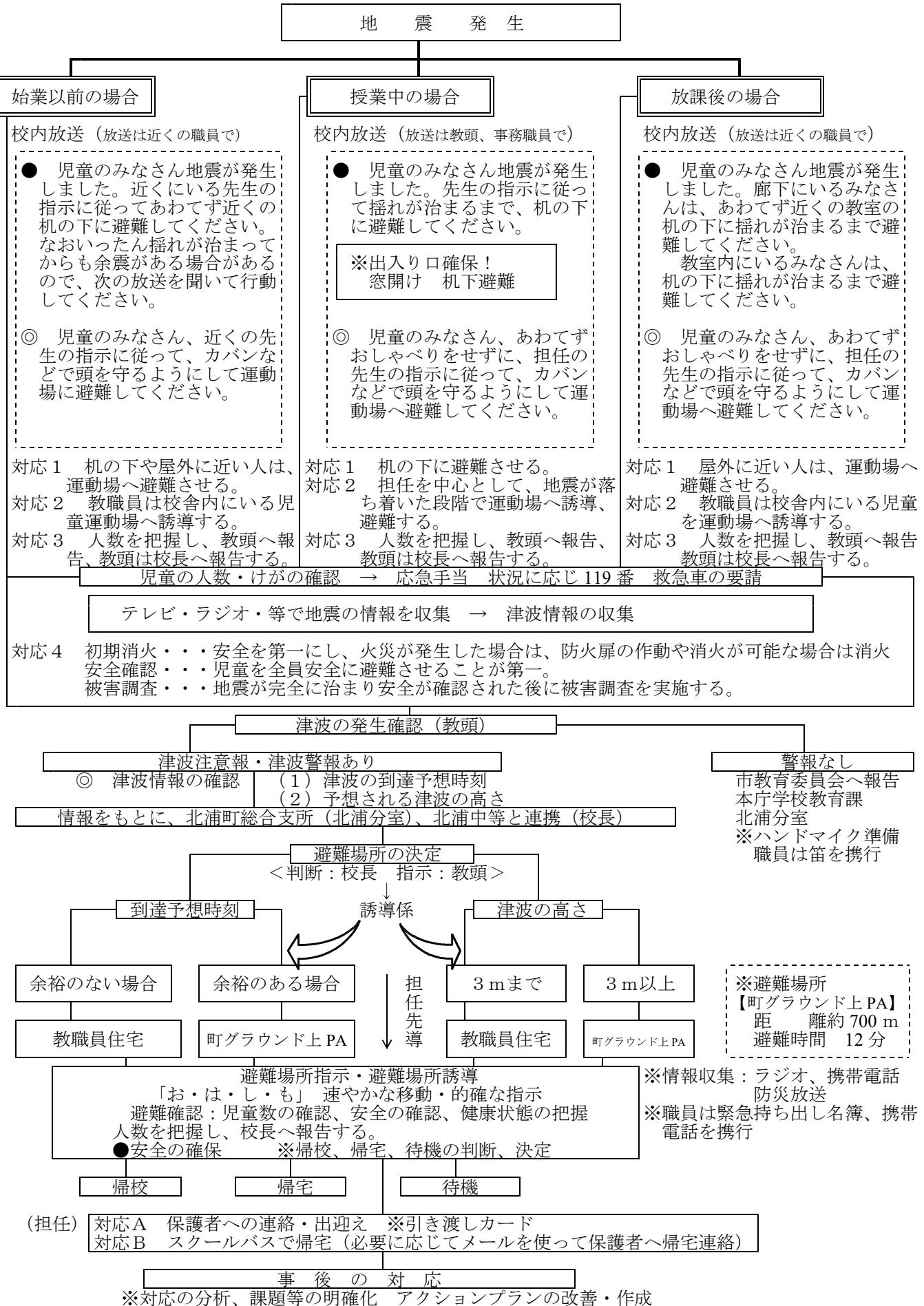
1人: データ入力係

1人: データ整理係

情報
管理

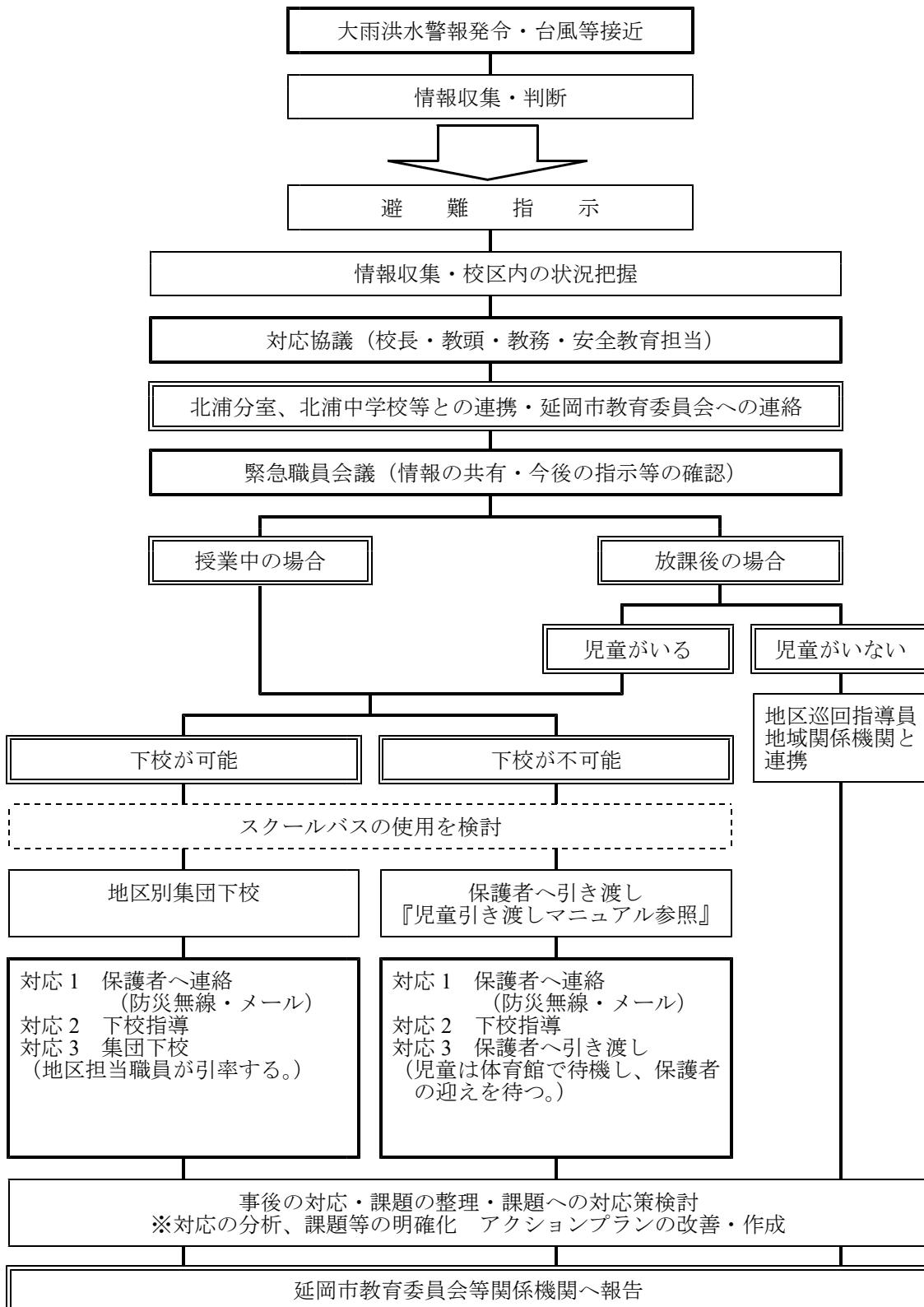
5 地震発生・津波発生時の対応

◎ 防災計画に従って行動・避難すること、全員が緊急放送及び消火器、避難場所について熟知しておくこと。

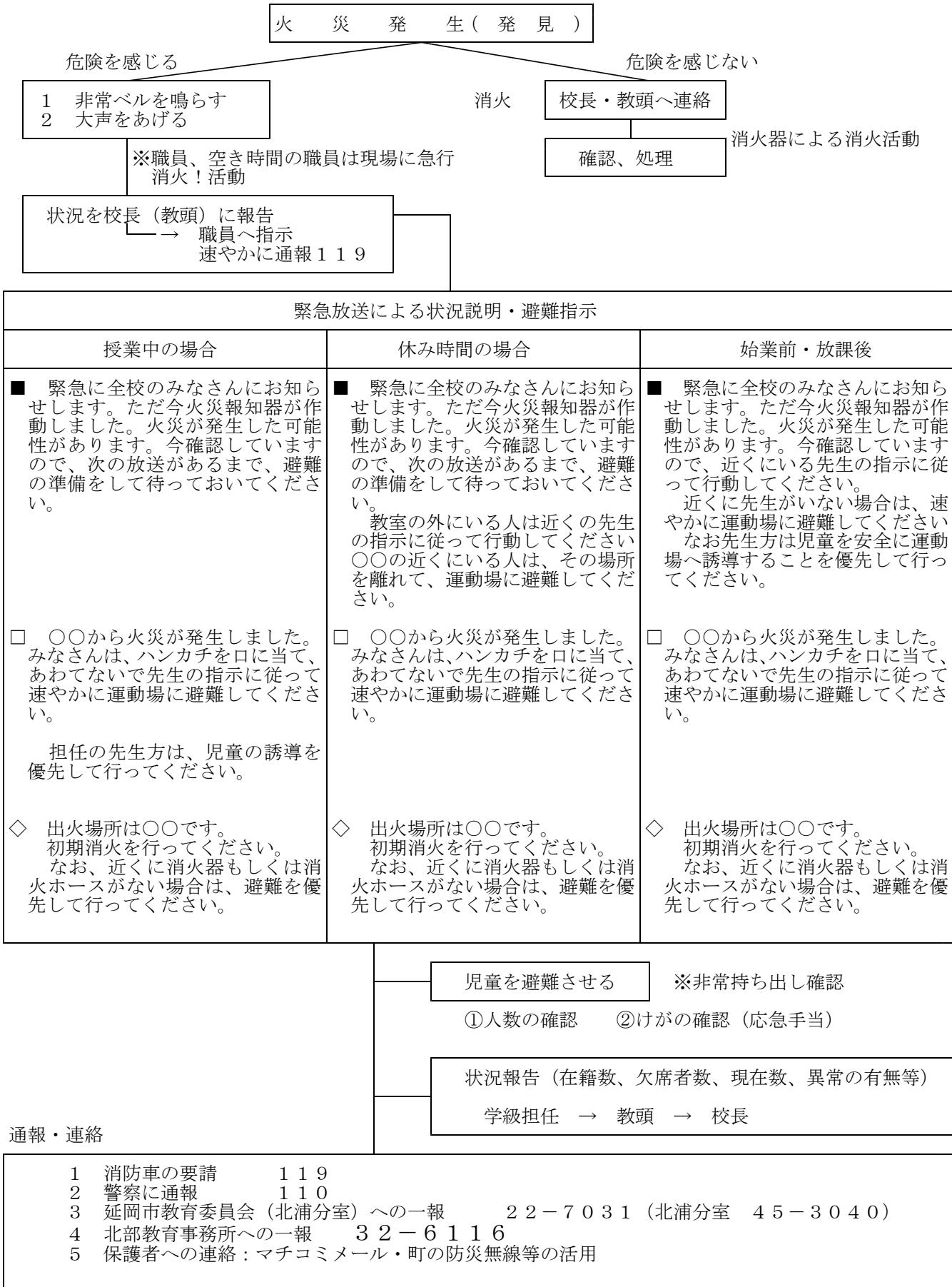


6 風水害発生時の対応

- ◎ 防災計画に従って行動・避難すること、全員が緊急放送及び下校方法等について熟知しておくこと。

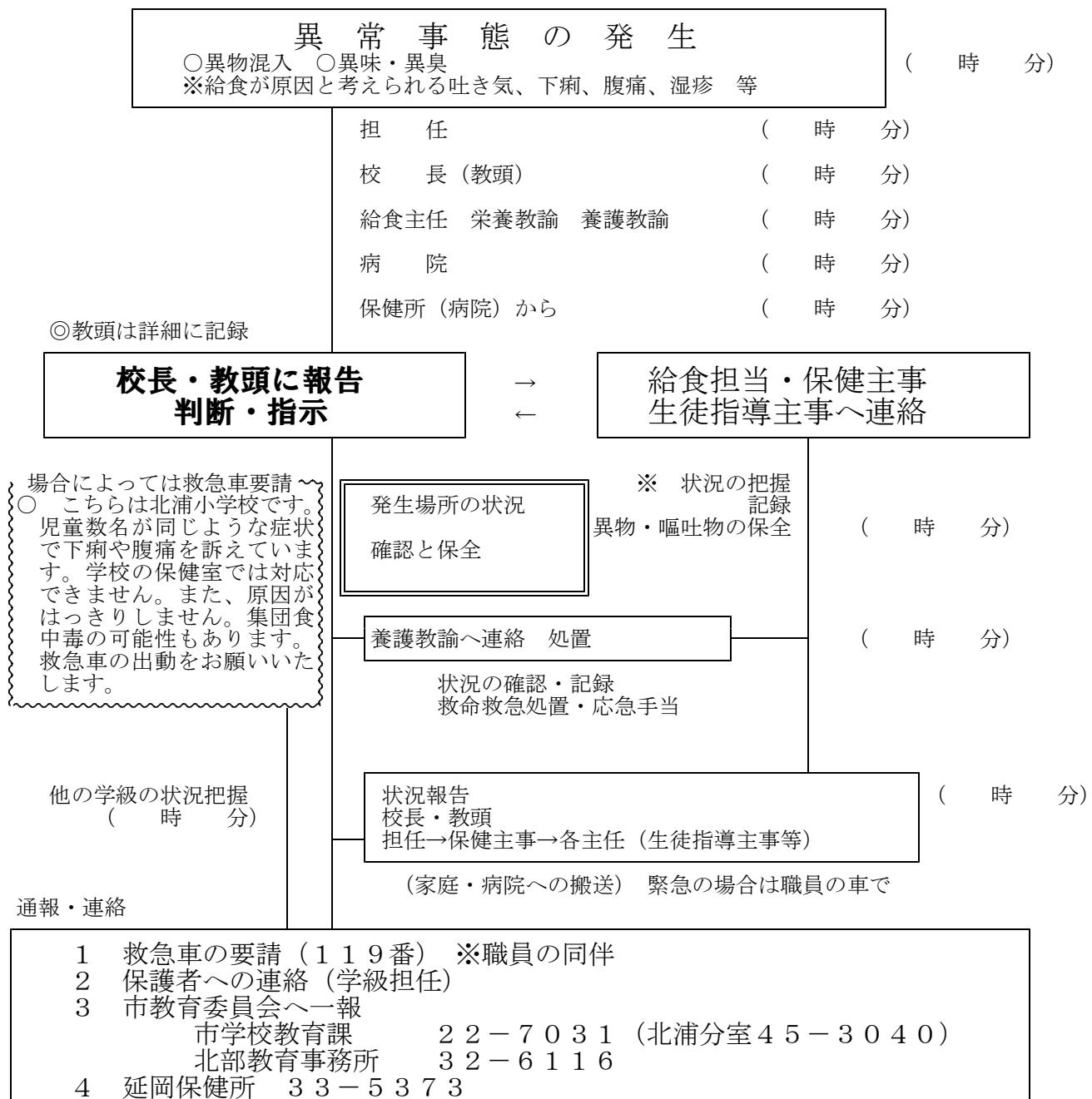


7 火災発生時の対応



※ マスコミへの対応は教頭に一本化

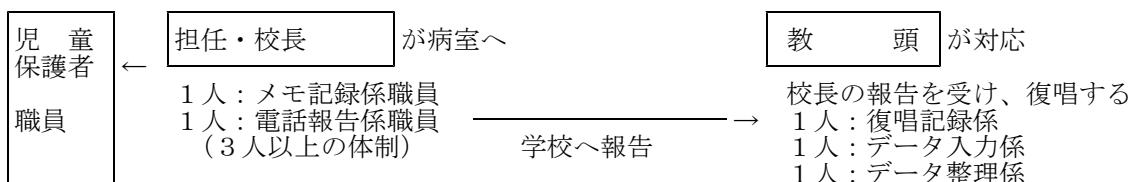
8 学校給食における食中毒・異物混入等異常発生時の対応



※ マスコミへの対応・窓口は教頭へ一本化

【病院・保健所等での体制】

当事者が病院到着



情報管理

9 不審者侵入時における安全管理

(1) 基本方針

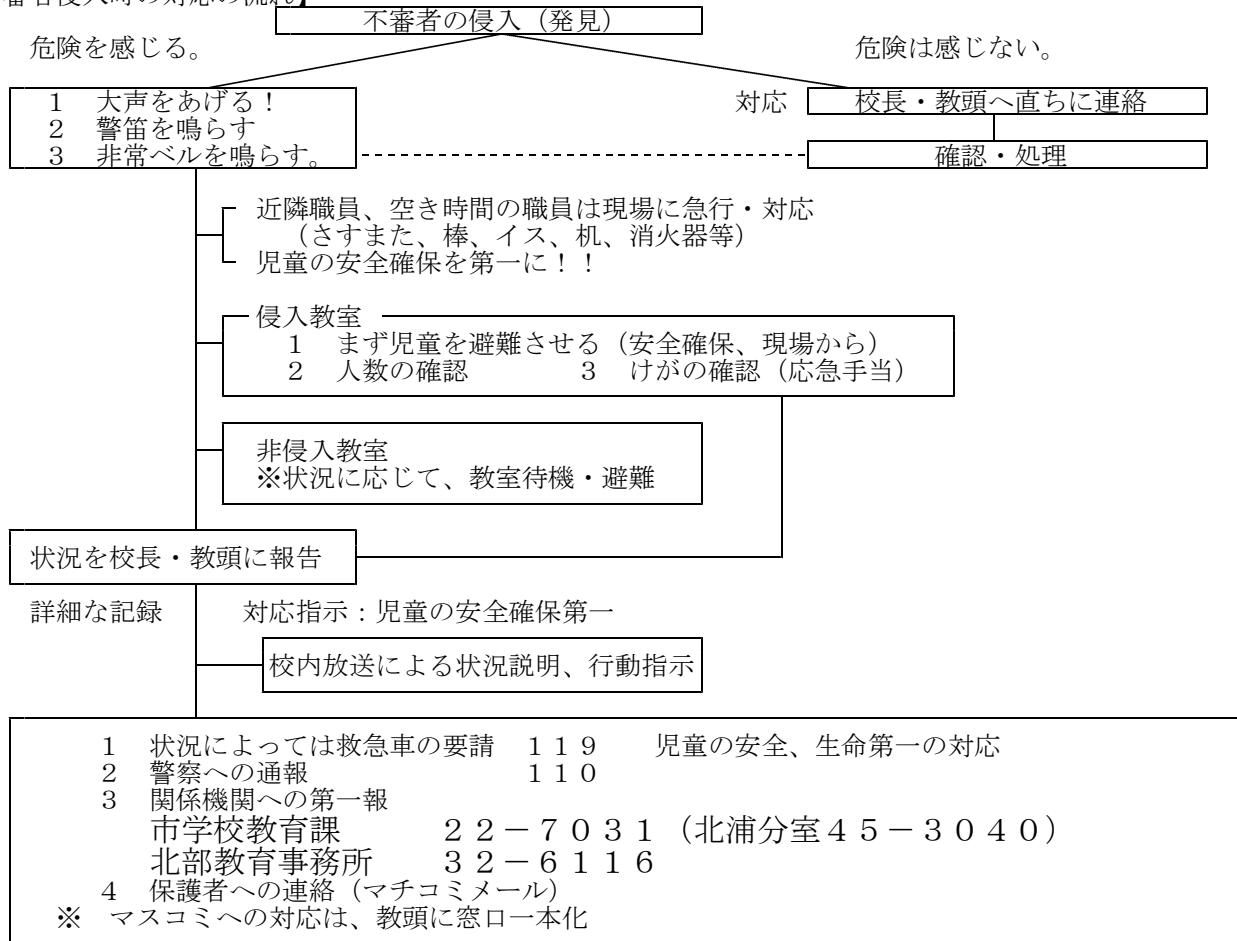
本校では、平成13年6月10日の大阪教育大学教育学部付属池田小学校の痛ましい事件を、本校でも起こりえることと受け止め、学校・地域の実態・実情を踏まえ、具体的な危機管理対策を危機意識をもつて気を緩めることなく継続的に実施する。

(2) 具体的対策

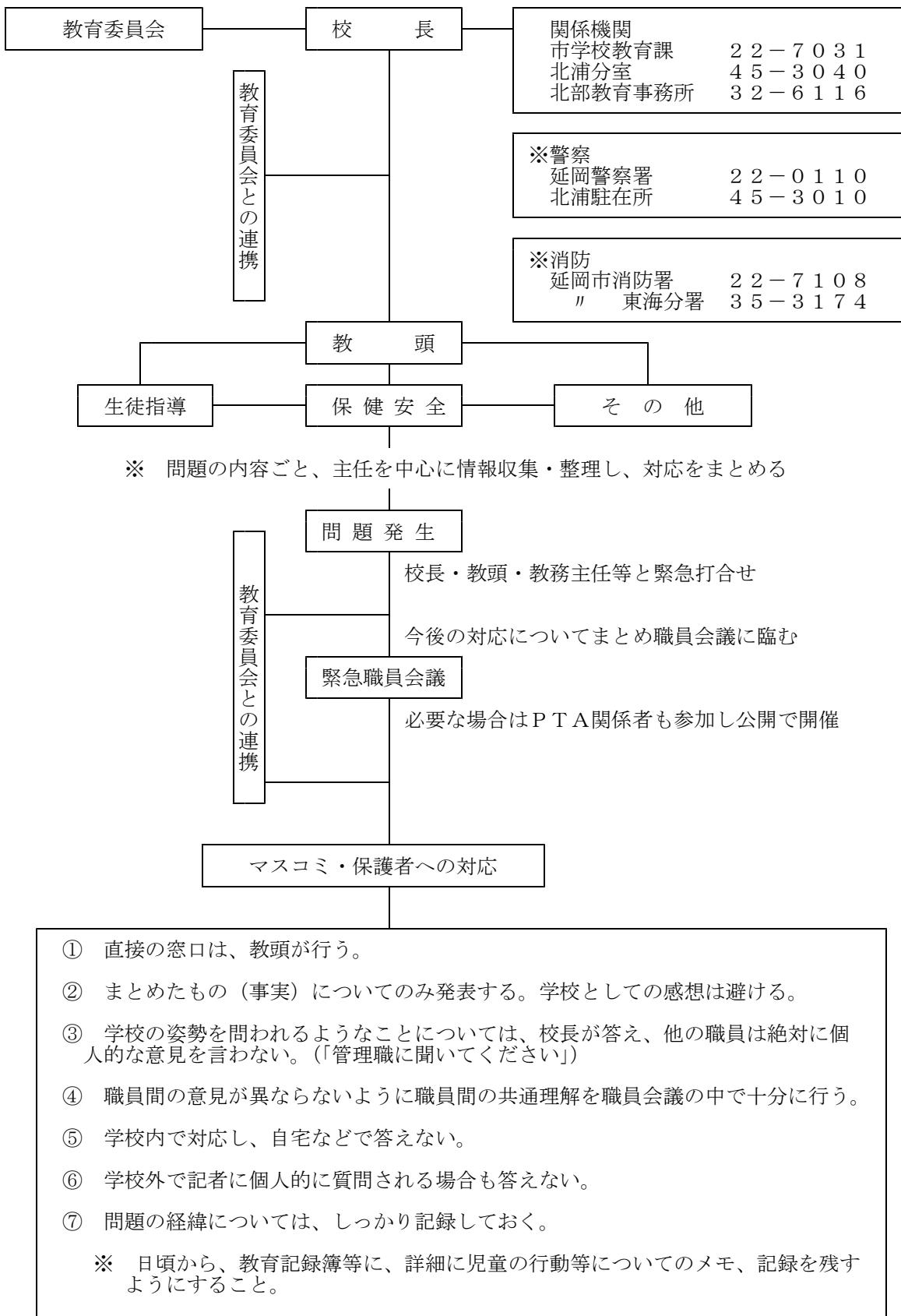
全職員による、「児童安全確保」について共通理解を図るとともに、保護者・地域社会、関係機関とも安全確保のための具体的方策を協議し、実施できるものから実施していく。

- ① 教職員の学校の危機管理・安全確保に関する共通理解及び危機意識の喚起、研修の充実
- ② 教職員の校内巡回（校長、教頭、教務主任の定期的な巡回）
- ③ 児童への指導の徹底
 - ◎ 不審者への対応訓練 ◎ 危険回避能力の育成に向けた日常指導の徹底
 - ◎ 集団での下校や行動など ◎ 地区ごとの横のつながり
- ④ 保護者への通知
 - ・来校時の配慮事項：職員玄関での受付、記帳
 - ・児童への指導事項の情報伝達
- ⑤ 業者への通知
 - ・来校時の配慮事項：職員玄関での受付、記帳
- ⑥ 教職員の対応、保護者との連携強化
 - 教職員の緊急時の対応体制（避難誘導等）の徹底、マニュアル化の推進、実行
 - P T A 役員会等開催による学校と家庭との連携についての共通実践
- ⑦ 今後の対策（中期的にできること）
 - ※ 点検して判明した防犯上問題となる施設の改善
 - ※ 関係機関（警察等）及び地域（区長、民生児童委員等）との連絡体制の構築
- ⑧ 今後の対策（長期的にできること）
 - 予算をともなうものは、今後関係機関等と協議検討し改善を図る。
 - 学校安全管理ボランティア（仮称）等を組織し、学校・地域・家庭、地域社会が一体となって、幼児児童生徒の安全確保を推進する。
 - 今後の学校建築には、安全管理を十分に配慮したシステムの導入を図る。

【不審者侵入時の対応の流れ】



10 マスコミ対策



1.1 暴力団に対する基本的対応マニュアル

(1) 暴力団とは・・・

- 暴力団の定義
その団体の構成員が、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長する恐れがある団体
- 暴力団の特質
 - ・擬制的血縁関係（盃事による親子、兄弟関係など）の存在
 - ・縄張りの存在
 - ・犯罪的助長集団、対抗抗争常習集団
 - ・お金のためなら手段を選ばぬ不法営利集団
- 資金源
 - ・伝統的資金源（賭博、売春、恐喝、みかじめ料、覚醒剤など薬物の密売等）
 - ・新しい形の資金源（債権取り立て、交通事故への示談交渉、倒産整理などの民事介入、経済活動への参入、振り込め詐欺等の詐欺行為）

(2) 暴力団対策法第9条で禁止されている15の行為

- 1号 口止め料など要求行為
 - 人の秘密事項に関し、その人達に「口止め料」を要求する行為
- 2号 不当贈与要求行為
 - 不当な方法、内容で、寄付金・賛助金等を要求する行為
- 3号 不当下請け等要求行為
 - 断られているのに、発注者や請負業者に下請け等の仕事や物品購入を要求する行為
- 4号 みかじめ料要求行為
 - 縄張り内の営業者に対して「あいさつ料」「縄張り料」を要求する行為
- 5号 用心棒料等要求行為
 - スナックなどに対し、おしごり納入契約、その他の物品の納入、用心棒代など要求する行為
- 6号 高利債権取り立て行為
 - 利息制限法に違反して、高金利の債権を取り立てる行為
- 6号の2 不法な方法で債権を取り立てる行為
 - 人から依頼を受け、報酬を得て、または報酬を得る約束をして、債権者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして、債権の取り立てを行う行為
- 7号 不当債務免除要求行為
 - 債権等の返済に関し、その免除や猶予を不当に要求する行為
- 8号 不当貸し付け要求行為
 - 有利な条件で貸し付け、手形の割引などを要求する行為
- 9号 不当信用取り引き要求行為
 - 証券会社に対し、不当に有価証券の信用取り引きを要求する行為
- 10号 不当自己株式売買等要求行為
 - 株式会社等に対し、不当にその会社の株式買い取りを要求する行為
- 11号 不当地上り行為
 - 正当に使用する権利に基づいて所有または占領している建物、土地の明け渡しを不当に要求する行為
- 12号 競売等妨害行為
 - 土地・建物の占有や支配の誇示を行い、これを留めさせることの対象として明け渡し料を要求する行為
- 13号 不当示談介入行為
 - 交通事故などの示談交渉に介入して、相手の事故原因者に損害賠償金などを要求する行為
- 14号 因縁をつけての金品要求
 - 小さな異常・損害の程度を誇示したりして、損害金などを要求する行為

(3) 暴力団対応の基本的心構え

① 個人における平素からの基本的心構え

ポイント1 毅然（恐れず・侮らず）とした態度・勇気をもとう	・暴力団員は刑務所入りのリスクを抱えながら、資金獲得をめざす。彼らは直接的暴力は避けたいと考える。しかし彼らは脅しのプロである。
ポイント2 信念と気迫を持ち、暴力には屈しない	・暴力団は弱い者には強く、強い者には弱い。 ・強い信念と、対決心が相手を崩す武器である。
ポイント3 挑発をしない、のらない、冷静な対応をする	○暴力団員は「見栄・顔・力」を生き甲斐としている。心理作戦で迫ってくるので挑発に乗れば負ける。挑発すれば実力行使に訴える。
暴力団員のもつ価値観 1 拝金主義 2 羽振りの良さの誇示 3 労働の蔑視 4 「顔」意識の強調 5 「力」の原則	(人生は金次第である。 (外車やブランド品はかっこいい。) (汗水垂らして働くのはつまらない。) (人前で恥をかかされたら、必ず仕返しをする。) (男の価値は力で決まる。)

② 組織における平素からの暴力団に対する基本的心構え

ア 必要な危機管理意識

- 反社会勢力からの「不当な要求に絶対に応じない」という毅然とした対応姿勢・方針を全職員が意識化する。

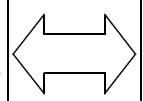
イ 危機に直面した際の体制づくり

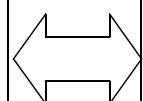
- 平素から危機に直面した際の対応・対応責任者、対応補助者等を指定して、公安委員会の責任者講習を受講させるほか、報告・通報手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して対応し、応対するとの自覚と、組織としての対策（回避）をするとの心構えで取り組む。
- 可能であれば、平素からできるだけ録音、撮影機器等の備えのある、危機に直面した際の応接室を決めておく。（本講の場合は、玄関入口横の会議室とする。）

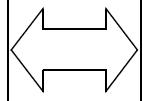
ウ 暴力追放協議会、警察、教育事務所、教育委員会との連携

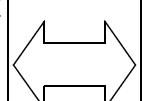
- 可能な限り迅速かつ事前に暴力追放会議、警察、教育事務所、教育委員会に相談できるように平素から、各関係機関の担当者窓口・連絡方法を確認し連携を図っておく。

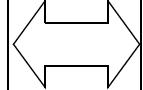
（4）具体的な対応マニュアル

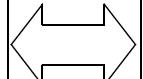
相手の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受付は具体的な面談に入る前に、まず、相手方を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所、氏名（フルネーム）、所属団体、役職、電話番号、名刺の提供を求める。 ・ 入校者名簿に記載させる。 ○ 氏名を名乗らなかった場合でも、相手の推定年齢、人相、身体特徴、乗車してきた車のナンバー、車種、塗色等をチェックしておく。 		【事務室での対応】 ■ アポイントは？ ■ お名前とご用件は？ その間に、教頭へ連絡する。 ■ 教頭は校長に知らせ、部屋を移動する。

応対場所の選定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急な場合に素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所とする。 ○ 暴力団事務所や相手の指定する場所には絶対に出向かない。 ○ 相手が強引に外部の場所を言い張る場合には、衆人環視下の最寄りの喫茶店などを指定する。 (なるべく警察に近い場所が適当) 		【教頭が対応】 極力玄関先で話をすませるようにする。 部屋に通す場合は、会議室とする。 校長は対応しない。

対応人数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常に相手より多い人数で対応し、それぞれの役割分担を決めておく。 (責任者、記録係、録音係、連絡・確認係等) ○ 相手が大勢の場合は、代表1～2人に制限する 		【役割分担】 責任者 : 教頭 記録係 : 教務 録音係 : 生指主 連絡・確認係 : 体育主

対応要時間内・容認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応時間は、初期の段階で可能な限り短く指定する。 ○ 初期の段階で、いかなる要件で、何の目的で来たのかを確認する。 ○ 代理人の場合は委任状を確認し、委任者にも委任の事実を確認する。 ○ 相手が目的を言わないので、勝手に「目的は金だ」と判断して金銭的な解決を前提に話を進めない。 ○ 相手が「誠意を示せ」等と言った場合も、その具体的な目的を相手から聞き出すように仕向ける。 		■ 30分位が適当 「～時には～があるので～時までにお願いします」と対応時間を明確にする。 ■ 誠意を示せ！ 「それはどういう意味ですか」 ■ 顔を立てろ！ 「具体的にはどうすればいいのですか。」

言動に注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当な要求は毅然として拒否する。当方の責任が明らかでない段階で「申し訳ありません」「ご迷惑をおかけいたしました」等、当方の非を認めるような言動は禁物である。 ○ 事実が不明確な段階で「考えておきます」「検討させていただきます」等、相手に期待をもたせるような言動も禁物である。 		【相手の作戦】 ■ 巧みに論争に持ち込み対応者の失言を誘い、また、言葉尻をとらえて厳しく糾弾してくる。 言動には注意する。

書類等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書類作成・署名・押印は絶対拒否する。 ○ 詫び状や念書等は、絶対に書かない。また、白紙等に署名、捺印を求められても応じない。 ○ 暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集める事があるが署名や押印は絶対に禁物である。 		■ 「一筆書けば許してやる」等の詫び状や念書等を書かせたがるが、後日金品要求の材料等に悪用される。

即答約束はしない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応は組織的に行なうことが大切。 相手はこちらが動搖している間に、組織的な方針が確立していないうちに勝負所と考えて、その場で回答を執拗に求めてくる。 ○ 事実関係が明瞭でない段階での、即答や約束はしないこと。 ○ 特別な事情がないかぎり、こちらから相手に電話はしない。
----------	--

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■「解決を急がない！」 <ul style="list-style-type: none"> ・事実確認 ・相談 ・組織的検討 ・回答 ■「即答はできません」 <ul style="list-style-type: none"> ・シンキングタイム (時間をかせぐ) をつくることが大切
------	---

(5) その他注意すべき対応マニュアル・ポイント

① 校長は対応しない

- 暴力団等は、いきなり「責任者を出せ!」「校長を出せ!」等と言ってくるのが常である。
- 当初からトップ等の決裁権のある者が対応すると、即答を迫られる。
- 最初にトップを出すと以後の交渉でも、トップ対応を求められる。
- 校長室に通さない。会議室等を利用する。
- 「忙しい」とかの理由を言うと、居座られることがある。
- 「居留守」を使うと、相手に分かった場合に、トップ攻撃に矛先を変えてくる。

② 湯茶等の接待はしない

- 湯茶等を出すと、相手は「居座り」を容認した者と勘違いする。
- 湯飲茶碗等を投げつけたりして、脅しの道具に使われる危険がある。
- 対応する部屋に、「暴追ポスター」「責任者講習受講修了書」等、こちらの姿勢を示すものを掲示するといよい。

③ 対応内容の記録

- 電話や面談等の内容を記録化しておくことは、相手を犯罪で検挙する場合や行政処分、民事訴訟の際に証拠として不可欠である。
- 相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。抑止力にもなる。
- 特に、録画や録音は、その正確さに加え、脅しのトーンも記録できる大切な証拠となる。また、上司に正確に報告することができる。

④ 初期段階で暴力追放協議会や警察等に相談・通報

- 何かと表沙汰にならないように等の配慮から、軽率に相手に妥協して深みにはまってからでは、遅すぎる。相談や通報が早ければ早いほど自信をもって間違いのない解決ができる。
- 迷わず相談することが、解決の早道である。
- 裏取引は、新たなスキャンダルを生むことになる。
- 連携を察知すれば、暴力団員は近付かなくなる。

⑤ 法的手段の検討

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| <input type="checkbox"/> 行政命令 | 暴対法による中止命令等 |
| <input type="checkbox"/> 民事事件 | 弁護士に依頼しての仮処分の申し立て |
| <input type="checkbox"/> 刑事事件 | 警察に被害届を出しての検挙 |

(6) 緊急連絡先

市学校教育課	22-7031
北浦分室	45-3040
北部教育事務所	32-6116
延岡警察署	22-0110
北浦駐在所	45-3010
延岡市消防署	22-7108
〃 東海分署	35-3174

宮崎県暴力追放県民会議（暴追センター）

電話 0120-184-893

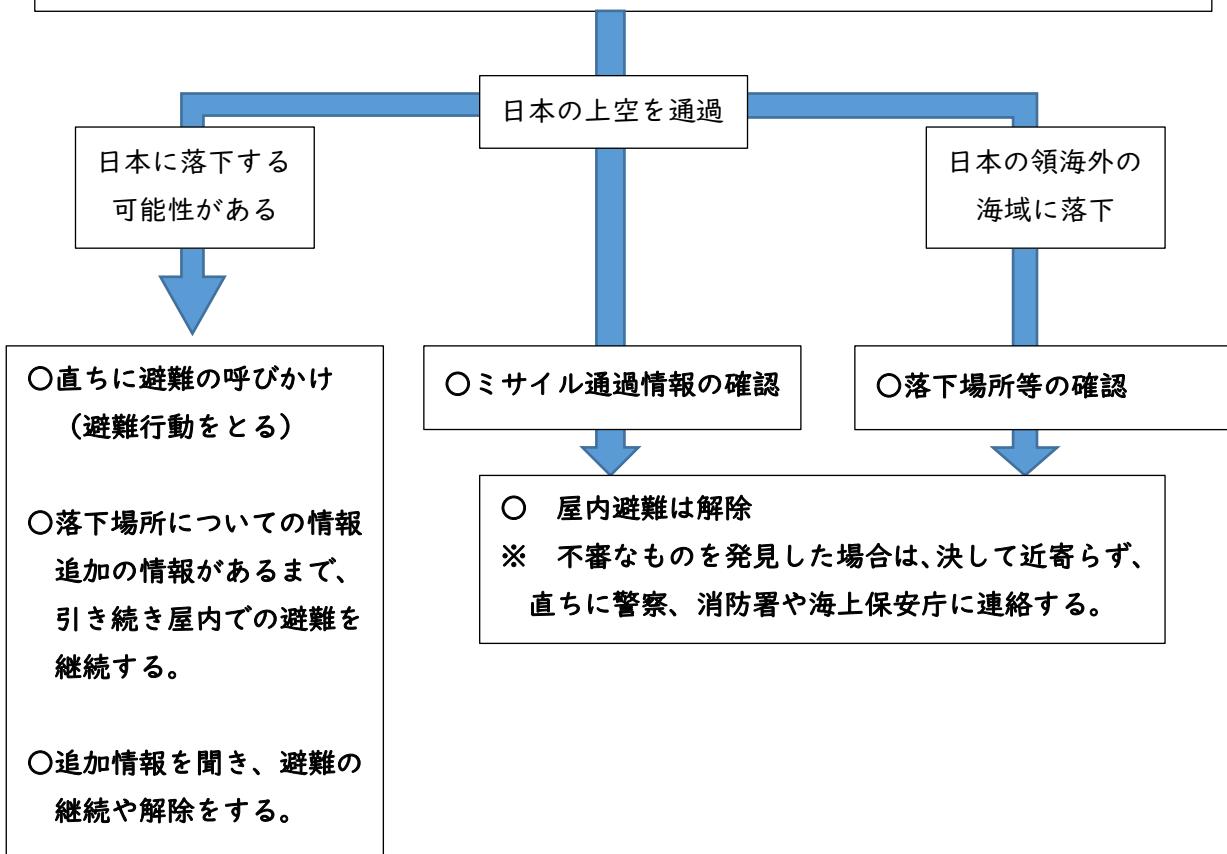
12 弾道ミサイル発射に係る対応について

(1) Jアラートを通じて、緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ（Jアラート）

避難行動	<p>【屋外にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 近くの建物（校舎）の中に避難し、床に伏せて頭部を守る。 (可能であれば、頑丈な建物が望ましいが、近くにない場合はそれ以外の建物に避難)○ 近くに避難できる建物がない場合は、物陰（木、遊具）に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
	<p>【屋内にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none">○ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。○ 床に伏せて頭部を守る。

(行動の基本：姿勢を低くし、頭部を守る。)



(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

① 学校 に い る 場 合	<p>【校舎内の対応例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弹道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ったり、机の下に入って頭部を守ったりする。 <p>【校舎外の対応例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎外の授業中で、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。
② 校 外 活 動 中 の 場 合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難する。 ・ 校外活動に際しては、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくこと。 ・ 活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておくこと。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うこと。 ・ 児童に対しては、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくこと。
③ 登 下 校 中 の 場 合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくこと。 ・ 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないこともあるがミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くこと。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考える。 ・ 電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うこと。 <p>【スクールバス等における留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。 ・ バスに乗っている児童の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ること。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために 統率のとれた行動ができるよう平素から指導をしておくこと。
④ 自 宅 等 に い る 場 合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保すること。早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくこと。

学校事故対応に関する指針【改訂版】概要

令和6年3月

指針の目的及び、改訂の趣旨

本指針は、学校及び学校の設置者が、学校における事故発生の未然防止、事故・事件が発生した際の応急手当等の対応、事故の発生原因の究明や安全対策の検証、被害児童生徒等の保護者への支援、再発防止等の適切な対応に取り組む参考になるものとして平成28年3月に作成。

このたび、事故等の検証や再発防止、死亡事故等の発生に関する国への報告の徹底等が図られるよう具体的な方策を示し、組織的に事故の未然防止、事故発生時の適切な対応等に実効性をもって取り組めるよう改訂。

検討体制：学校安全の専門家からなる「学校安全の推進に関する有識者会議」において検討

指針の概要 主な改訂ポイントを赤文字で記載

1. 本指針の目的・対象・構成 (P.3)

原則として、学校の管理下（本指針では登下校中を含む）*で発生した「事故」を対象

*独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

※幼稚園及び認定こども園における事故、いじめの重大事態、児童生徒等の自殺、学校給食における食物アレルギー事故事案については、一義的にそれぞれの指針等に基づいた対応となる。

2. 事故発生の未然防止 (P.5)

- 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用 … 全国の重大事故や校内のヒヤリハット事例を生かす
- 各種マニュアルの策定・見直し … 学校の設置者による学校の危機管理マニュアル点検と指導・助言等
- 教職員の危機管理に関する資質の向上 … 危機等発生時に被害を最小限にとどめる備えの観点を重視
- 安全点検の実施、安全教育の充実 … 国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照した取組等

3. 事故発生に備えた事前の取組等 (P.11)

- 緊急時対応に関する事前の体制整備 … 駆けつけた教職員が組織的に対応し、誰でも取り組める体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備 … 保護者と事故発生時の対応を事前共有等 児童生徒等の安全を確保するため、家庭、地域、関係機関等との意図的・意識的な連携や、学校運営協議会などの場を設置・活用により連携協働を進めることが重要。

4. 事故発生後の対応の流れ (P.14) — (事故発生直後からの対応の流れを示す(基本調査、詳細調査は「5調査の実施」参照))

【事故発生直後の取組】

- 速やかな応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応
… 誰でも即座に119番通報、複数の教職員により通信指令員からの口頭指導内容を共有し対応等

【初期対応時(事故発生直後～事故後1週間程度)の取組】

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請 ※「報告、支援要請連絡系統図」及び「報告様式」参照
学校の設置者への報告対象(速やかに) … 学校の設置者は都道府県等担当課にも報告

- ・全ての「学校の管理下（本指針においては登下校中を含む）において発生した死亡事故」
- ・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

【国への一報】※同参照

- 以下の事故は国まで一報する。(都道府県・指定都市教育委員会、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課より)
・死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事故

【基本調査の実施、保護者への説明、報道機関等への公表、詳細調査の実施】

5. 調査の実施 (P.23)

《基本調査(事案発生後速やかに着手。学校が基本調査期間中に得た情報を迅速に整理)》 (P.24)

【調査対象(学校の設置者が調査の実施を判断)】

- 全ての「学校の管理下（本指針においては登下校中を含む）において発生した死亡事故」
- 被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した
「治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」
(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

- 基本調査の実施主体 … 学校の設置者の指導・支援のもと、原則学校が実施
- 調査実施に当たっての留意事項・手順
- 関係する全教職員からの聞き取り … 調査開始から3日以内を目途に実施
- 事故現場に居合わせた児童生徒等への聞き取り、関係機関との協力等
- 情報の整理・再発防止策の検討・報告 … 設置者は基本調査結果を都道府県等担当課に報告
事故等の原因が明らかで再発防止策を講じられると設置者が判断した時は、学校として再発防止策を検討し設置者に報告する。
都道府県担当課は年度ごとに取りまとめ、国の求めに応じ報告。都道府県等担当課は指針を踏まえた対応を設置者等に助言する。
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり … 必要に応じて、学校の設置者も関わる
被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心掛け、今後の調査についての意向を確認する。

«詳細調査への移行の判断» (P.30)

- 移行の判断主体 …学校の設置者(必要に応じて都道府県等担当課が支援・助言)

【詳細調査に移行すべき事案の考え方】少なくとも以下の場合には、詳細調査に移行する。

ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合

- ・事前の安全管理体制に十分でない点が認められるなど

イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合

ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合

エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合

オ) その他必要な場合

学校の設置者は移行の有無等を都道府県等担当課に報告。都道府県等担当課は基本調査の結果とともに国に報告する。なお、詳細調査に移行しない理由で不明な点がある場合には、学校の設置者に確認し、必要に応じて助言を行う。国も助言等支援する。

«詳細調査(学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査)» (P.32)

- 詳細調査の実施主体 …学校の設置者

私立・株式会社立学校の実施主体は、死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際は、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができる。

- 詳細調査委員会の設置 …中立的な立場の外部専門家等が参画する詳細調査委員会とする。

- 詳細調査委員会の構成等 …学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者(対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者)。

国は必要に応じ学校の設置者等における詳細調査委員会の設置に支障がないよう助言等の支援を行う。

- 詳細調査の計画・実施手順 …以下の手順で情報収集・整理を進めることが想定される。

① 基本調査の確認

② 学校以外の関係機関への聞き取り

③ 状況に応じ、事故発生場所等の実地調査

④ 被害児童生徒等の保護者からの聞き取り

- 被害児童生徒等の保護者からの聞き取りにおける留意事項 …聞き取りは原則複数で行う

- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言

- 報告書のとりまとめ …詳細調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告(公表は調査の実施主体)

調査結果について、詳細調査委員会又は学校の設置者は、被害児童生徒等の保護者に説明する。

6. 再発防止策の策定・実施 (P.37)

- 詳細調査委員会の報告書等の活用 …学校及び学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。

- 詳細調査委員会の報告書等の国への提出 …学校の設置者は、(市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株式会社立学校の場合は都道府県等担当課を通じて)国にも報告書を提出する。

- 事故等の状況のとりまとめ …都道府県等担当課は、毎年度、当該都道府県内の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から、事故原因・傾向、再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ、当該都道府県内に周知し再発防止に努めるとともに、国に報告する。

指定都市教育委員会及び国立大学法人は、所管の学校の事故等の状況をとりまとめ、学校への周知、再発防止とともに、国に報告する。

- 具体的、実践的な再発防止策の策定 …学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして策定し、マニュアル等にまとめ、その徹底を図る。

- 再発防止策の継続 …都道府県等担当課はこの取組状況を把握し、再発防止策の継続を働き掛ける。

- 国における取組 …全国の学校における事故等の発生状況、基本調査及び詳細調査の実施状況等を把握し、蓄積した事故情報等から、教訓とすべき点を整理して学校の設置者及び都道府県等担当課に周知する。

7. 被害児童生徒等の保護者への支援 (P.39)

- 被害児童生徒等の保護者への関わり …被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート

- 児童生徒等の心のケア …組織的な支援が必要。教職員に対しても継続的な心のケアが必要

- 災害共済給付の請求

- 中立な立場で事故の対応を支援する「支援担当者」の設置 …設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施する支援担当者を設置する。(継続的な支援が必要になるため、複数人のチームで対応することも考えられる。)

指針の実効性・理解促進を図る取組

- 指針の実効性を図るために
 - ・学校、学校の設置者、都道府県等担当課向け取組確認用チェックリストを作成
 - ・学校安全ポータルサイトに事故対応の各種様式等を掲載(予定)

- 指針の理解促進を図るために
 - ・指針の内容を補足するQ&Aを作成

・学校設置者(都道府県教育委員会等)の学校安全担当者を対象とした会議や説明会・学校向け研修会の実施、周知用資料等の作成・提供(予定)

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【概要】

総論

- 自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となる。学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要
- 【心のケアの重視】調査と心のケアを一体的に行っていく視点を持つ・配慮の必要な子供をリストアップする・調査実施に当たっては心のケアの専門家等の援助が必要
- 【地域の関係機関】精神保健部局や関係する職能団体などに援助を求める、地域で支援体制を整えておくことが必要
- 【遺族との関わり】遺族の協力が背景調査の実施に不可欠。遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う

基本調査

自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。

1. 調査対象と調査の主体

- 調査対象は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案
- 設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定

2. 基本調査の実施（発生（認知）したその日から開始）

- ① 遺族との関わり・関係機関との協力等 ② 指導記録等の確認
- ③ 全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
- ④ 亡くなった子供と関係の深い子供への聴き取り（状況に応じて）
(自殺の事実を伝えられていない場合は制約を伴う)

3. 情報の整理・報告

- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、学校の設置者に報告
- いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処として、地方公共団体の長等へ、発生の報告が必要

4. 基本調査における遺族との関わり

- 学校及び学校の設置者は、基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する。この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意

詳細調査への移行の判断

- 設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。この際、第三者的な立場の機関に意見を求める、外部専門家等の意見を求める、その意見を尊重する体制とすることが望ましい
- 全ての事案について移行することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する
ア)学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
イ)遺族の要望がある場合
ウ)その他必要な場合
- 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられる
- いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法に基づく対応（組織を設けての調査）が必要
- 調査組織が平常時から設置されていないような場合には、組織立ち上げには相応の時間が必要となる。アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある。このため、基本調査の報告後、詳細調査の組織の設置まで更に1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、詳細調査移行を判断する際にあわせて、アンケート調査や聴き取り調査を、調査組織による詳細調査に先行して、緊急的に実施するかどうかを判断する
- 詳細調査に移行するに当たっては、学校及び学校の設置者は、遺族に対して、調査の趣旨等や調査の手法、調査組織の構成（どのような分野の専門家が必要か、公平性・中立性をどのように確保するか等）、調査にはおおむねどの程度の期間を要するか、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方等について説明し、これらに対する遺族の要望を、詳細調査の中で、十分に配慮していく必要がある

詳細調査

基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。

調査の主体は、学校又は学校の設置者が考えられる。公立学校における調査の主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。

自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織で「詳細調査」を実施すべき。この調査組織の構成は、職能団体からの推薦によるなど、公平性・中立性を確保することが必要。

(1)調査組織の設置

- 中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、この外部専門家の選出について、職能団体等からの推薦によるなど、公平性・中立性の確保が必要。調査組織の構成について、守秘義務を課すこと、氏名は特別な事情がない限り公表することを想定
- いじめ防止対策推進法に基づく機関などが設置されている場合、その活用を図ることが有効

(2)詳細調査の計画

(3)詳細調査の実施

- ① 基本調査の確認
- ② 学校以外の関係機関への聞き取り
- ③ 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査
- ④ 遺族からの聞き取り

(4)状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査(子供に対する調査)

全校児童生徒や同学年の児童生徒などに広く情報提供を求める必要性がある場合に、事前に遺族の了解及び子供・保護者の理解・協力を得て、心のケア体制を整え、実施。実施する場合には、調査は可能な限り速やかに開始することが望ましい

○アンケート調査

- アンケート調査結果の取扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査組織において必ず実施前に、具体的な方針を立て、調査組織の意向を遺族に説明し、理解を求める
- 特に、アンケート調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる子供やその保護者に説明する等の措置が必要

○聞き取り調査

- 聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点から、できるだけ複数の対応者で臨むことが望ましい

(5)遺族からの聞き取りにおける留意事項と遺書の取扱い

(6)情報の整理

- 「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」などで整理し、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく

(7)自殺に至る過程や心理の検証(分析評価)と今後の自殺予防の改善策

- 子供の自殺を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけるとともに、子供を直接対象とする自殺予防教育の実施を含め、今後の改善策を可能な範囲でまとめる

(8)報告書のとりまとめと遺族等への説明

(9)調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

詳細調査に移行しない場合

基本調査の内容、得られた調査情報等を保存し、自殺の実態調査を文部科学省へ提出するとともに、得られた情報の範囲内で検証や再発防止策を検討する必要がある。

いじめが背景に疑われる場合の措置

- 重大事態発生の報告(公立:設置者から地方公共団体の長 私立:都道府県知事)
- 調査組織設置
- 調査結果の報告(1と同じルート)
- 必要な場合の再調査実施と結果を踏まえた必要な措置

平常時の備え

【学校】「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」と本指針を参考に、事後対応と基本調査ができるように、平常時より備える

【設置者】研修や専門家の助言を得られる体制の整備(人材バンク)や調査組織の設置など、体制整備

【都道府県教育委員会】研修、人材確保、規模の小さな地域の支援